

危惧された事態が現実！—新教養教育実施体制のスタートは6月以降に—

熊本大学教職員組合は、1994年の一般教育カリキュラム大綱化以来の原則を大きく転換することになる学士課程教育改革問題に注視し、前教育・学生担当副学長の専断的な委員会運営・審議手法を批判するとともに、問題点の分析・指摘を行ってきました(『赤煉瓦』No. 6(2010. 8. 19), 「声明：学内意見を無視した2011年度教養改革強行の動きに断固抗議する」(2010. 9. 28.), 『赤煉瓦』No. 11(2010. 10. 5)を参照)。

その後、学士課程教育推進委員会(以下、「委員会」と略す)は10回に及ぶ会議を重ねながらも、いまだに「学部主導方式」と従来の「教科集団方式」とをめぐって議論が紛糾し、肝心の教養教育実施体制は、4月の新学期開始にはとうとう間に合わず、「23年度内(6月を目処とする)に構築する」(第9回委員会資料2-1)という結果となっています。当初、岡部教養教育実施機構長が“2011年度の実施体制については10月から検討”を行い“例年のスケジュールより1ヶ月早く進んでいるから問題ない”と発言していたことを思い起こせば、いかに混迷をきわめたものであったか明白です。我々が危惧していた事態が現実となってしまったのです。

このニュースでは、特に実施体制に関わる、第8回委員会(2011. 1. 13), 第9回委員会(2011. 2. 16), 及び、第10回委員会(2011. 3. 10)での議論を中心に紹介します。

教科集団の形骸化はさらなる混乱を招く！

第8回委員会では、現行の教養教育実施体制について、その問題点の提示と論点整理が行われ、次の5つの問題点が確認されました。

- ① 教養教育実施機構に学部が組み込まれていない
- ② 教養教育実施機構に大学教育機能開発総合研究センターが組み込まれていない
- ③ 教養教育実施委員会の委員構成が科目提供側に傾いている
- ④ 教員の人事は学部が行うものであり、教科集団はその影響を受け、基盤が不安定である
- ⑤ 運営の実態と形式がかけ離れている

また、教科に関する授業担当者の配置や非常勤講師の任用・依頼といった業務に関するこれまでの教科集団責任体制に見られる次の5つの利点が確認されています。

- ① 科目開発における調整
- ② 教科に関する講師の配置
- ③ 非常勤講師の調達
- ④ 教科に関するFD
- ⑤ その他、学部の業務支援(入試等)

そして最後に、教科集団と学部の関係について、学部主導をベースとしながらも、これに教科集団をいかにして絡めていくかという点が今後の大きな議論点であると指摘されています。これらをもとに、「現行における諸問題についての議論を深め、各委員の共通認識を持つこと」が、年度末を目前にした第8回委員会段階での主たるテーマだったというのですから驚きです。

当初、新たな教養教育実施体制構想においては、教科集団は関与しないものとされていました。しかし、第5回教養教育実施会議(2010. 8. 4)では、「主題科目を再編したリベラルアーツ科目(仮称)の提供に当たっては、学部横断的な連携をとるための組織として現行の教科集団を『当面』存続させるものの、それらに関連する『学部の責任』とする(「リベラルアーツ科目(仮称)改革の方向性について(案)」より)。なお、「リベラルアーツ科目(仮称)」はその後「教養科目」という名称に変更されました」ということが示され、学部主導が声高に主張される一方で、教養科目系教科集団の暫定的存続も同時に表明されたのです。その後さらに、「特に、外国語、情報リテラシー、専門基礎、教職関係科目等、全学部学生にとっての共通科目については、教科集団が果たす役割は重要」(第8回委員会後配付資料)との認識が生まれ、共通科目系教科集団が存続する可能性が生じたのです。しかし、いつまで存続するのかは、いまだに示されていません。

つまり、議論は教科集団不要論から出発し、現在は学部・教科集団連携論(学部責任体制と全学出動体制の融合)に着地しようとしているということになります。このように、教科集団の重要性がむしろ再認識さ

れるようになったのであれば、「現行の制度(運営体制)を[学部主導へと]一新するという方向で提案がなされているが、そもそも、[教科集団による]現行体制の仕組みを改善しての対応はできないのか」(第8回委員会議事録, 同委員会での学部委員の発言)といった考え方が出されたことも十分にうなずけます。また、第9回委員会では、文学部が「教養教育実施委員会と教科集団によって構成されている現行の実施体制を、問題点の修正をはかりつつ基本的に維持」すれば良いではないか(「教養教育実施体制に関する文学部の見解」)という提案を行なっています。

迷走する議論はどこへ向う！？

上記の第8回委員会での議論を踏まえて、第9回委員会では、「学部責任体制について」という資料が配付され、次の6点が提示されました。

1. 学士課程教育における学習成果に対する責任は学部にある。学士課程教育の一部分である教養教育においても、学部学生の教育に対する責任は学部が持つ。
2. 学部は自学部の学生のみならず、他学部の学生に対する教育実施および質保証を行うことにより、教養教育における全学的協力体制を維持する。
3. 上記1, 2を踏まえ、学部が積極的に教養教育の企画・計画・実施に関与できるような教養教育の実施体制を23年度内(6月を目処とする)に構築する。
4. 全学共通および複数学部に関わる必修科目を担う教員組織等(既修外国語, 初修外国語, 情報教育, 健康・スポーツ科学, 及び専門基礎科目I)については、当該科目の開講責任を持つ。
5. 新たな実施体制(仮称: 教養教育機構)は、学部を中心に教養教育教員組織及び大学教育機能開発総合研究センターで組織する。
6. 教養教育教員組織の構成と役割, 学部との関係, 大学教育機能開発総合研究センター併任教員の役割, 教養科目等企画委員会の構成については議論を継続する。

ところで、ここに見られる「(教養教育)教員組織」という聞き慣れない用語には、説明が必要です。「新教養教育実施責任体制(案)」(第9回委員会資料2-2)によれば、大学教育機能開発総合研究センターとともに、教養教育機構を構成するのが、文学部から工学部までの全7学部なのですが、そこには同時に「教養教育教員組織」という名称が付されています。では、学部と教養教育教員組織は全く同じものなのかと言えば、そうではなく、学部は「授業の開講と教員組織の安定に責任」をもち、教養教育教員組織は「授業の実施に責任」を持つとされ、それぞれ別の機能を与えられているのです(第9回委員会資料2-3)。これまでも、教員であれば、授業の開講・実施と教員組織の安定に責任を負ってきたわけですから、「(教養教育)教員組織」という新たな組織を作り、(一人の教員が持つ)責任を二つに分けることの必要性・意義はいったいどこにあるのでしょうか。

さらにこの体制案で問題なのは、「教養教育教員組織の概要(案)」(第9回委員会資料2-4)では、「教員組織は、学部教員、学士課程教育に携わる本学の専任教員及び外国人教師をもって組織する」(案を提起する立場の人が、かつての「外国人教師」は外国人教員となり「外国人教師」は存在しないということすら知らないようです)と定義されており、教養科目系が8領域、共通科目系が3領域に分けられ(例えば、「領域1」は、数学・統計学、物理学教科集団を含んでいます)、実質的に教養教育運営の実務を担う「教養教務委員会」メンバー構成が、「副機構(裏へつづく)

| | | |
|---|--------------------|---|
|  | 熊本大学教職員組合 | |
| | No23 2011. 4. 4 | 内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/ |

長(領域代表),各領域代表10名,専門基礎科目I担当教科集団代表,大学教育研究センター教員2名」(第9回委員会資料から一部修正された第10回委員会資料1-2)となっている点です(下線は引用者)。この「教養教務委員会」の任務は次の9項目とされています。

- (1) 教養教育の年間実施計画(学年歴,年間予定,非常勤講師任用計画等)案の作成に関すること
- (2) 授業の時間割に関すること
- (3) 履修指導に関すること
- (4) 定期試験に関すること
- (5) 履修案内等の作成に関すること
- (6) 成績の管理に関すること
- (7) 入学前の既修得単位の認定に関すること
- (8) 非常勤講師の資格審査に関すること
- (9) その他教養教育の実施に関し必要な事項

たしかに,これらの任務は従来の教養教育実施機構・教務委員会が担ってきた業務と大きく異なるものではありません。それが,新しい体制案では,副機構長以下の構成員によって行われるとなっています。

この体制案には,いくつかの大きな問題点があります。とくに上記事項の(1)の「非常勤講師任用計画等」,(7),(8)は,各授業領域の専門家集団である従来の教科集団が責任母体となることによってはじめて,円滑な運営が可能だったものだということです。それを複数の教科集団からなる領域代表(多いところでは,4つの教科集団から成っています)が担うことが,はたして可能なのでしょうか。これらの任務をきちんと実行するためには,教科集団での検討・議論が不可欠なはずで。つまり,表面的には組織(体制)上,構成メンバーが整理されたように見えて,一方で,各領域代表は当該教科集団への検討依頼と意見・意向聴取,及び,領域に属する複数の教科集団間の調整に追われ,他方,教科集団は従来の業務を下請けとして担うという複雑かつ無駄の多い体制が作られようとしているのです。

事実,来年度の非常勤講師の任用・依頼においては,現場で混乱が生じ,委員会運営の杜撰さが露呈しました。ある教科集団では,すべての非常勤コマを教科集団の幹事が所属する学部に配分したために,従来複数の学部間でローテーションで廻していた教科集団の非常勤任用計画・任用依頼に深刻な問題を生じさせたのです。一例を挙げれば,従来,言語・文学教科集団では数年間のタームで負担の平等化を考えながら3コマ分の非常勤コマ数を廻していたところ,上記のやり方をしたために,教科集団幹事のいる教育学部に3コマすべてが廻ってしまい,同教科集団に属する教員の多い文学部には1コマも廻ってこないという事態が発生しました。これは,従来の運用の実態をまったく無視し,事前の必要な調査・調整を怠ったために起こったことです。現在提案されている体制の下で,同様の混乱が来年度以降も生じないという保証はありません。

さらに,副機構長については「機構長が指名する形」をとり,「教務委員会委員長とし,仕事に対する手当も準備したい」(第10回委員会,議事要録(案)),というものの,各領域代表をどうやって選出するのか,各領域代表の具体的任務内容については,具体的な案は一切示されていません。

また,この教養教育教務委員会の親委員会となる「教養教育機構運営委員会」について岡部委員(現教養教育実施機構長)は,第10回委員会にて,その編成ポイントを①現行で機能している機能は残す,②なるべく人手をかけない,③なるべく審議時間をかけない,④授業内容等に関する実質的な審議の場とする,という発言をしています。たしかに,多忙化が進む中で,「なるべく」人手と時間をかけないという視点は重要でしょうが,はたして,初修外国語領域代表,既修外国語領域代表,情報教育領域代表,専門基礎科目I担当集団代表は含まれますが,他の教科集団・領域代表を含まない,機構長,副機構長,学部の教務委員会委員長(8名),大学教育研究センター教員(2名)から成る「教養教育機構運営委員会」で,「授業内容等に関する実質的な審議」が可能なのでしょう。 “人手と時間をかけない” というのは,教科集団の形骸化を図っていると映らざるを得ません。

では,新体制案の中で,従来の教科集団はどのように位置づけられているでしょう。驚くべきことに,教科集団幹事(28名)は,「FD委員会」にのみ参加し,その任務は「教養教育におけるFDの実施に関すること」のみです(その一方で,学部の代表等は一切構成メンバーには入っていません)。“教養教育には学部が責任を持つ”といいながら,本来,教養教育の改善にとって重要な位置を占めるはずのFD活動に学部が関与しないというのですから,

明らかな自己矛盾といわざるを得ないでしょう。また,教科集団をFD活動の下請けとして扱うことは,教科集団軽視以外のなにものでもありません。

この体制案に対して,第10回委員会において,複数の学部委員が疑義を唱えています。

文学部

- ・教科集団の役割は,FDに関することだけでよいのか。教科集団の役割を整理し,どのような立場で委員会に参画するのかオーソライズが必要である。また,領域代表を置くとも組織が複雑化してしまう懸念がある。
- ・現行の委員会の委員構成を変えただけの提案ではないか。学部責任体制といって,学部代表委員の比率が大きい委員会を作る必要があるのか。

医学部・保健学科

- ・教科集団をどうするかについては,分属教員の継承コマとセットで考えるべきである。
- ・継承コマが解消しないのであれば,教科集団が引き続き果たす役割は大きい。

理学部

- ・教科集団を,学部内の組織とするのか,学部を超える形とするのかによって,意見は変わる。教科集団が学部をまたがる組織となるのであれば,幹事を置く意義があるし,役割も大きい,学部内であれば(教科集団ではなく)学部で対応できる。外国語・専門基礎科目Iは,学部を超える形とならざるを得ないのでないか。
- ・教科集団幹事を委員とするFD委員会の任務が見えない。

工学部

- ・FD委員会が何をすることを予定しているのか。内容によっては,委員は教科集団幹事ではなく,学部代表が委員となる方がよいのではないか。
- ・教務委員会には,人数を限定するという考えにより領域代表を委員としているのだろうが,教科集団幹事全員を委員とした方がよいのではないか。
- ・非常勤講師の資格審査は,教務委員会の任務とされているが,学部から開講科目を出すならば,運営委員会の任務とした方が適当ではないか。

こうした意見からも,教務委員会のあり方,教科集団の役割,FDのあり方,さらに,継承コマ数問題といった重要な点で,全学的合意形成にはほど遠い実態が浮き彫りになってきます。

教育改革に拙速は許されない

新年度はもう目の前です。乱と迷走をつづけているにもかかわらず,現場の多くの教職員の尽力によって,来年度の授業体制は整いつつあります。しかし,これまでの学士課程改革をめぐる混乱ぶりを見ると,とても楽観できる状況にないということは明らかです。事実,3月29日開催の新入生に向けたガイダンスを担当する教員のための説明会において,来年度のシラバスに,従来の授業目標と新たに定めた「21世紀目標」が混在しているという事態が明らかとなり,改革内容の周知徹底の欠如という無責任さを露呈しました。しかも,ある説明会参加者が,“従来の授業目標と21世紀目標の対応表はあるのか”と質問したところ,改革の責任者として返答すべき教養教育実施機構長はすでに退席しており(説明会前半の途中で退席していたようです),明確な回答がなかったとのことです。もし,このような無責任かつ杜撰な体制のまま改革が進められるとすれば,取り返しのつかない事態を招くことは明らかです。

今次の改革が,これからの熊本大学の教育に与える影響の大きさは計り知れないものがあります。これまでの教養教育の総括もないままに始まった改革の動きであるということも忘れてはなりません。拙速な改革は改悪となり,将来に取り返しのつかない禍根を残します。改革のための改革であってはなりません。熊本大学教職員組合は,これからもこの問題を注視するとともに,新副学長および教養教育実施機構長に対して,慎重な議論を尽くし学内合意形成を経た上で改革を進めるよう強く求めます。